

## 厚岸町議会 平成22年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成22年6月25日

午前10時15分開会

- 臨時委員長（高橋委員） ただいまより平成22年度各会計補正予算審査特別委員会を開会します。

本日は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の私が委員長が互選されるまで委員長の職務を行います。

これより、本委員会の委員長の互選についてお諮りいたします。

12番。

- 岩谷委員 年長委員指名において決していただきたいと思います。

- 臨時委員長（高橋委員） ただいま年長委員指名一任の声がありますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 臨時委員長（高橋委員） ご異議なしと認めます。

それでは、私から委員長には室崎議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 臨時委員長（高橋委員） ご異議なしと認めます。

よって、委員長には、室崎議員が互選されました。

委員会を休憩いたします。

午前10時17分休憩

午前10時18分再開

- 委員長（室崎委員） 委員会を再開いたします。

これより、副委員長の互選についてお諮りいたします。

12番。

- 岩谷委員 委員長指名において決していただきたいと思います。

- 委員長（室崎委員） ただいま委員長指名の声がありますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。  
それでは委員長において、副委員長には佐々木委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。  
よって、副委員長には、佐々木委員が互選されました。  
審議に入る前にちょっと皆さんに申し上げますが、これから温度がどんどん上がってくるんじゃないかと思しますので、どうか委員の皆様も答弁席の皆さんも遠慮なく上着を脱いで質疑してください。よろしく願いいたします。  
それでは、早速審議を進めてまいります。  
議案第62号 平成22年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。  
第1条の歳入歳出予算の補正、5ページ、事項別明細書をお開き願います。  
6ページ、歳入から進めます。  
15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金。3目衛生費国庫補助金。  
6目土木費国庫補助金。8目教育費国庫補助金。ございませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 18款1項寄附金、1目一般寄附金。  
19款繰入金、1項基金繰入金、4目まちおこし基金繰入金。  
20款1項1目繰越金。  
21款諸収入、6項3目雑入。  
22款1項町債、6目土木債。8目教育債。ございませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 歳入を終わります。  
歳出に入ります。8ページをお開き願います。  
2款総務費、1項総務管理費、10目企画費。12目車両管理費。ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 10ページ。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。  
3番、佐々木委員。

●佐々木委員 ここで、備品購入費の280万円についてお伺いします。

機器の入れかえと聞きました。これで、入れかえ予定の器械の種類と、台数2台と聞いたんですけれども、種類が別でしたらば、1台1台のどのぐらい価格するのか。それと切りかえに当たる器械、何年経過したものを予定しているのか、ちょっとお知らせいただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答え申し上げます。

今回、更新として整備予定の健康増進機器につきましては、ウォーキングやジョギングのできるトレットミルという器械が1台、それからベッド型のマッサージ器でございます。これが1台でございます。私ども参考見積もりとして、今、押さえておりますそれぞれの機器の価格でございますが、トレットミルのほうが約145万円程度のものでございます。それから、ベッド型のマッサージ器、フィットネスローラーという機器でございますが、こちらが約115万円程度というもので、合わせて260万円でございます。

それぞれの機器の導入なんでございますが、あみか21がスタートいたしました平成12年のときに、それぞれ整備をしたものでございまして、既に10年を過ぎて経過をしているというものでございまして、つけ加えますと、歩いたり走ったりする器械は、現在、モーターのほうに故障しておりまして、3月から実は使用禁止の状態でございます。それから、ベッド型のマッサージ器のほうは、使用するについてはまだ使用できる状態なんでございますが、機器全体がゆがんでいるといいますか、作動するときに非常に異様な音が出るもんですから、なかなか気持ちよく使っていただけない状態ということでの更新でございます。

●委員長（室崎委員） 2番、堀委員。

●堀委員 私も機器購入について、今、説明あったんですけれども、まず修理して使うことができなかつたのかということが1点目。それと、この機器購入、町内業者からの購入というものが可能なものかどうなのかというものが2点目。それと、普通旅費が計上されているんですけれども、機器購入に関して普通旅費7万2,000円が計上されているのかという、この3点についてお聞かせ願いたいと思います。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答え申し上げます。

機器の修理につきましても私ども、今回は特定防衛施設周辺整備事業の交付金を充てさせていただくということでの整備でございますが、通常の状態でございますと、一般財

源が持ち出しになってまいります。そういう意味では、修繕できるものは修繕をして、延命の中で使っていこうということで考えているわけでありまして、今回のトレットミル、ランニング用の器械でございますが、幾らかかるんだろうという前提での業者とのやりとりの中では、6、70万円の費用がかかるということございまして、6、70万円かけて今整備をして、10年以上経過したものが、あと何年延命できるかというところが判断の中で、今回の機会を利用させていただいて更新整備をしようというものでございます。

もう1台のベッド型のマッサージ器のほうなんでございますが、こちらは早い時期からゆがみが生じてきたという状態がございまして、何とか修繕できないだろうかということで、メーカーのほうともやりとりをしてきた経過がございまして、修繕で直るというものでは、状態ではないというような経過がございまして、今日まで我慢して使っていたというところでございます。

それから、機器の導入に当たりましては、町内業者の方々に見積もりを徴収をさせていただいて、導入をするということが可能でございますので、その方向で予算が成立した段階では進めていきたいというふうに思っております。

それから、旅費の7万2,000円でございますが、これは交付金を活用させていただく段階での申請業務、それから導入後の報告業務に札幌まで職員が行き来をするという業務が出てまいりますので、その分の旅費として計上させていただいているということでございます。

●委員長（室崎委員） 2番、堀委員。

●堀委員 大体わかりました。そうすると、更新される機器2台は、町のほうとしては払い下げとかそのような予定というのがあるんでしょうか、それとも廃棄処分としてするのが決まっているのかというのはどうなんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 更新後の古いものにつきましては、再利用できるという状態がございませんので、廃棄の方向で処理をしたいというふうに思っております。この器械は単なる廃棄物ということではなくて、品目的に言いますと、医療機器の部類に入っております。医療機器としての廃棄処分ということで対応してまいりたいと思っております。

●委員長（室崎委員） 2番、堀委員。

●堀委員 例えば町民のほうから、せっかくベッドマッサージ、多少のゆがみ、異音があっても使えるんだから、我慢すれば使えるものなんだから欲しいんだというような申し入れがあった場合とか、そのトレットミルについてのモーター部を自分で何とかして直すから欲しいんだというような場合、そういった場合は払い下げないという検討が可能

为什么呢。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 更新導入までの間に、そういったご要望があるとすれば、私どもも検討させていただきたいと思っています。

●委員長（室崎委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先に進みます。

2日心身障害者福祉費。ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4日老人福祉費。

6番、佐齋委員。

●佐齋委員 委員長、心和園のことなものですから、火災防災のことで。昨日、谷口さん一般質問された中で、ちょっと聞きたいもんですから、よろしいですか。

きのう、一般質問で谷口議員がしましたけれども、自治会に自動でもって流れるようになっていきますね、あれは何軒くらい流れるのですか。

●委員長（室崎委員） 特老ホーム施設長。

●特老ホーム施設長（桂川施設長） きのうも保健介護課長のほうからグループホームの関係でご説明ありましたが、心和園についても同じように、宮園、鉄北自治会と白浜自治会のほうの会長さんのほうに流れて、それから自治会の体制の中でそれぞれ流れていくという形になっておりまして、人数的にはどこまでいっているのかというのは、私自身は把握していませんので、申しわけございません。

●委員長（室崎委員） 6番、佐齋委員。

●佐齋委員 とりあえず宮園自治会と白浜、白浜はね、私どもしてくるんですよ。実は、先日、雨降って雷鳴ったんですね。私がちょっといなかったもんですから、電話入ってきたらしいんですよ。そうしたら太田、娘なもんですから、太田何だか火災報知器鳴って火災になりましたという電話入ったと。夜帰ってきたんで、「お父さん、何か太田どこだか火事か、火災あったから電話流れてきたよ」ということになって、そこはどこかなと思って、電話かけたんですよ。そうしたら誤作動起こして、消防が来て直してもらっ

たと。そうならば軒数が少ないんですから、実は、誤作動でもって今鳴ったと思うけれども、これ誤作動ですよというようなひとつ連絡が欲しいんですよ。それでなければ、今度は人の話なら、うちから今度4軒に連絡して、それからまだ、また行くようになっているんですけども、そういうあれがあるんで、今度、実際あったときにでも、また誤作動かなと感じしたら大変ですから。やっぱりあったときには、こっちから確認する前に、2軒かそのぐらいですから、「ただいまの誤作動ですよ」ということを一言連絡してほしいですから、その辺どうですか。

●委員長（室崎委員） 特老ホーム施設長。

●特老ホーム施設長（桂川施設長） ご質問者、おっしゃられるとおりだと思います。うちのほうも誤作動になりまして、消防なり、メーカーにすぐ連絡とりまして、直していただいたんですけども、そちらのほうまでなかなか連絡できなかったというのがありまして、今後、そのように必ず連絡するようにしたいと思います。

●委員長（室崎委員） いいです。

（「はい」の声あり）

●●委員長（室崎委員） 4目、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先に進みます。

12ページ、4款衛生費、2項環境政策費、5目し尿処理費。  
10番、谷口委員。

●谷口委員 ここでちょっとお伺いいたしますけれども、衛生センターの整備事業で、工事請負費978万6,000円と、改修補修工事費というふうになっておりますけれども、この内容について具体的に説明をお願いいたします。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） 衛生センターの整備事業の関係でございますけれども、現在、衛生センターの処理方法につきましては、高負荷脱窒素処理方式といたしまして、CO<sub>2</sub>の濃度が高いほど安定的に処理をできると、そういう方式でございますけれども、ここずっと近年、公共下水道へのそういった接続がありまして、し尿そのもの投入量が減ってきていると。それから、さらに簡易水洗の普及によって水分のほうも相当多くなってまいりまして、平成3年に供給を開始して以来、相当その当時よりも薄くなってきていると、そういう状況が続いてございます。

このため、脱窒素菌といたしまして、その処理の直接高負荷処理方式のもとになる脱窒素菌というバクテリアの活性化が経過をしてまいりまして、特に冬の間、11月から今年3月末までの5カ月間、冷たいし尿が投入されるために、その必要な温度を保つことが困難になりまして、処理に相当支障を来しているという状況でございます。

これまで応急的な対応といたしまして、微生物の活性化剤としてメタノールといたしまして、アルコールの一種なんですけれども、メチルアルコールの投入をいたしますと、3割程度活性化が図られると、そういった菌の活性化を図れるということで、その薬品を投入してまいりましたけれども、それについてはあくまでも臨時的な措置ということで、抜本的な解決策ではないということでございます。そこで、冬の間は12月を除いては、その収集量が少ないこともありまして、それに伴って運転管理におきまして安定した処理を維持していくことが難しくなってきたりまして、性能的にも限界に近づいているということでございます。

こういった状況を踏まえまして、冬の間消化槽の温度の経過を防いで安定した処理を維持するために、温水ボイラーと既存のセンターには熱交換器がございますけれども、既存の熱交換器を組み合わせ、ボイラーから温水を熱交換器に送って、消化槽内の消化の循環液と熱交換することで、消化槽とそれから脱窒素槽内の温度を適温にすることが可能となるものでございます。

このことによりまして、微生物がそれを活発に活動しやすい環境をつくって、つまり夏と同じ状況を、同じ環境にするということを目指して、今回導入するものでございます。この加温システムの構築のために、既存のボイラーについては現在18年を経過してございまして、これは主にセンター内の暖房用にこれまでこのボイラーを使ってございましたけれども、これに今回のシステムを加えますと、さらに負荷を与えることになって、今まで1系統だったんですけれども、今度2系統にするということございまして、さらには、このボイラーそのものが15年ということで耐用年数を過ぎていて、そういったことで更新時期でもあるということで、今回更新をして対応したいというふうに考えてございます。

その他のメリットとしまして、この加温システムで熱が加わることによって微生物の適温が維持されますと、11月から翌年の3月までの冬期間の5カ月の薬品代として、今まで投入していたメタノールの使用量が4分の1程度に抑えられまして、年間約330万円の薬品代が減少するということが見込まれて、経費の節減にもなるということでございます。

今回の補正につきましては、既存のボイラーの更新と、それから1系統が今度2系統になるわけでありまして、配管設備にかかわる補正でございます。財源については特定防衛施設周辺整備調整交付金をもって充てたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

●委員長（室崎委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 建設当初の計画、状況というか、計画した地域の状況、まちなかの状況、そういうものと下水道が普及し、それに接続するというようなことから、それ以外の住宅

のし尿処理になってきたことによる状況の器械に対する負荷だとか、あるいは監視システムが進んで、非常に器械の処理能力を超えるような状況になってしまっているということなのですが、当面はこのようにしながら、しのでいかなければならないのかなというふうに考えますけれども、今後、下水道事業を進めると同時に、並行してこの事業もやっていかなければなりませんよね。

それで衛生センターをいつまでこれは今の状態で進めるのか、例えば今、近隣町村の下水道事業どんどん進めていますよね。そうすると、同じような状況が釧路町でも、釧路町はどういうふうにしているのかわかりませんが、浜中町も海岸の縁に処理施設があるみたいですし、あと標茶だとかそういうところの実態は私十分つかまえていませんけれども、そういう状況が、同じような状況がこの近隣町村でも出てきているのではないのかなというふうに思うんですよね。そうした場合に、衛生センターの機能を維持しながら、大変大きな今度は町の負担になっていく可能性が、さらにあるのではないのかなというふうに考えるんですよ。

それでこのセンターは、いつまでこれを今のままで進めていく考えているのか、何か、この衛生センターの現在の器械だって、ボイラーはもう更新の時期を過ぎているわけでしょう。そうすると、次々とそういうものが新たに更新したりしていかなければならず、全体的にはもう終わりですよという時期も間もなくこないとも限らないところまで来ているのではないのかなというふうに考えるんですが、その辺の見通し、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） 衛生センターの施設そのものの今後の状況ということでございますけれども、施設のにも平成3年につくられ、供用開始ということで年数も19年ほどたってございますけれども、その後、これが公共下水道事業に転化をしてきたということでもあります。今後の施設の見通しでございますけれども、公共下水道事業のミックス事業という事業がございますが、それらの関連ということが今度そういう見通しというか、今の公共下水道と、し尿処理と合わせた公共下水道でのミックス事業ということのその供用開始と、そういう話になってくるわけでもあります。

当面、ミックス事業の開始までの間に今回のこういった改修、今回はボイラー設備の改修でありますけれども、今後についてはいろいろな経済面等もあるいは現場とも協議しながら、そのミックス事業開始までの間に、これらの少しずつ経済面を考えての改修が少しずつ年度後、それまでの間の事業をやりくりしながらミックス事業までの間、何とか衛生センターを使用したいというふうに考えてございます。

●委員長（室崎委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 私のほうからは、今、お話が出ました公共下水道事業との共同処理施設という、ミックス事業というお話が出ましたので、その辺について補足させていただきます。



公共下水道事業の推進に伴いまして、どこの自治体でも既存のし尿処理施設との関係、これが共通の課題となつてございます。以前の議会でもミックス事業についてお話をしておりますが、下水道を初め、し尿センター、それから合併浄化槽等、汚水を処理するという施設には共通する部分が多いということから、共同で処理をする施設を整備する。これについて、公共下水道事業として整備することができるという国の補助事業があるということございまして、現在、厚岸町でもこのことについて検討をしているという段階でございます。

ただ、これにつきましては補助事業でございまして、幾つか越えなければならないハードルもございまして、ミックス事業をするに当たりまして、し尿を直接下水道処理場に投入するわけにはいきませんで、その前処理をする。残渣ですとか、そういった投入してきちんときれいに処理できる前の施設、まず必要です。それをし尿ですとか、浄化槽・汚泥も含めて、それを一緒にまぜてためておく施設とか、そういった下水道処理場に新たな施設をつくらなければならない。その一部が補助でいただけるということございまして、かなりの費用もかかります。それで、現在、役場内におきまして衛生センターが、本当にいつまで使えるのかといったことも含めて、関係部局で組織的に検討をしておるところでございまして、これを進めるという計画が決まってから道や国との協議、それから実際、今度、下水道の事業を変更するという手続が必要になりますので、それには1年、2年と、実施設計が3年目、事業の着手には4年目ということで、少なくとも着手するまで4年必要ということございまして、まだもう少し先になるという段階でございます。

●委員長（室崎委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 最終的には、ミックス事業でということにならないと困るわけですね。それで現在の衛生センターなんですけど、聞いたところによりますと、搬入される内容は非常に悪いということで、それをきちんと処理していくにはノウハウを持っている職員というか、担当者が確保をしきれていないという話を聞くんですよね。それで結果的には、もう数年前に退職されている方が依然として、今もってその人が対処しなければ、きちんとそれをやっていくことができないような状態にあるんだという話も聞いているんですけども、それは実際なんですか。それともその人がいなくても、だれでもできるんですよというのが本当なんでしょうか、どっちなんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） ただいまの谷口委員のご質問でありますけれども、現在、衛生センターには、厚岸清掃社のほうに管理運転を委託をしているという内容でございます。そこに委託先の社員が、現在、管理運営しているわけでありまして、その中で今一番の悩みというのが、今回補正をお願いしている件でありまして、うまく冬の間の冬期間5カ月間の今の温度管理といいますか、菌が活性化されないと、そういったことでそれが一番の悩みということでございます。

今回、この設備、加温システムを稼働させますと、温度の制御装置も今回その中に盛り込んでございまして、34度から38度ということで、冬期間の間の温度設定が自動でできるというふうに、そういうシステムになってございますので、一番の悩みであります冬期間の運転についてこれが解消をされるということございまして、これらの問題を解決するためにも今回補正をいただいて、衛生センターの管理運営に何とか役立たせたいと、そういった意図もございまして、今回補正をお願いしているという内容でございますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 当面は、そうやってしのいでいくということになるのかなというふうに思いますが、やはり次の段階に厚岸町としては入らなければならない時期にもう来ているのではないのかなと、その辺は町長も決断していただかなければ困るというふうに思いますが、この問題については大体この辺での見通しというものを考えているのかどうなのかをお伺いいたします。

●委員長（室崎委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） し尿処理センターの問題、それから公共下水道の問題、これらにつきましては過去の議会でも議論をいただきました。特に、し尿センターにつきましては、先ほども課長のほうから答弁がありましたように、下水道の普及、それから簡易水洗の普及ということで、し尿処理センターに運ばれてくるし尿の質が、水分が非常に多くて、微生物の処理に大変苦慮しているという状況がずっと続いておりました。これらの解決策として、どういうものがあるのかということも合わせて検討してまいりました。

今、ミックス事業の話がありましたけれども、これは最終的に公共下水道事業でもってやる方向で今作業を急いでおりますが、公共下水道区域外のし尿処理をどうやって処理するかということもご心配をいただいております。この議会です。それらの処理方法も合わせて検討を急いでございまして、合併浄化槽これらの利活用、それに伴う町の支援方策、支援の度合い、それらについて今研究を進めてございまして、それらを合わせてし尿処理の対策に早いうちに対応をしていきたいと。ただ、今、水道課長のほうからも答弁がありましたけれども、下水道事業の全体の計画の見直し等々がありまして、実際にミックス事業が着手できるまでというのはおおよそ4年ないし5年、その程度の期間を要するというのでありますので、それまで今の衛生センターの延命をきちっと図っていかねばならないというふうに考えています。

それから、補足させていただきますが、現在、衛生センター、し尿処理センターのほうの委託・受託を受けていただいております会社のほうには役場のOBの方、そこ長く勤められて微生物処理に大変精通されている方を会社に臨時のようでありますけれども、入れていただいて、その間その受託会社の職員の練度を高めていくというふうに考えておりましたけれども、なかなか微生物処理というのは非常に難しく、自信をまだ持つ

に至っていないという状況でありまして、そういうようなこともあって、この加温装置を加えることによって微生物処理の仕方が、少し楽になるというふうに現場から聞いておりまして、これでこの補正を上げさせていただいたという内容でございます。

ミックス事業につきましては、可能な限り早く着手できるように準備を進めたいと思っております。

- 委員長（室崎委員） 1番、よろしいですか。

（「いいです」の声あり）

- 委員長（室崎委員） 他にございませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） なければ、先に進みます。

14ページ、5款農林水産業費、1項農業費、3目畜産業費。

5番、中川委員。

- 中川委員 ここで説明欄にあります口蹄疫対策について質問させていただきます。

町長、23日ですか、一般質問でお二人の意見が質問されておりましたし、そのうちまた15番議員が、酪農家という立場もありまして非常に心配でしょう。町長や課長に質問されておりまして、私も、あのような大きな九州のような問題にならないように十分にこの対策をとっていただきたいと、このように思っているわけですが、実は6月7日に我々産建の委員会に課長と補佐2名、3名が見えられまして、その際に、口蹄疫対策について町の考え方、それぞれお話をいただきました。

それで23日の答弁とダブるといえるか、そういう話で聞いておりまして、その後、質疑がありました。それで課長からいろいろ、きのうも話に出ておりましたけれども、消毒マットが24カ所に張りつけているとか、いろいろな対策について説明ありました。

それで、新聞やらテレビで非常に大きく報道されておりました口蹄疫について、私なりに心配しておりまして、以前、私の考えが違っているか記憶が違っているかは、間違ったらごめんなさい。どこか本州のほうで、鶏が飛んでいる鳥のふんか何かでこういう病気というか、広がって、大変なことになったと思っておりますけれども、そこで私が委員会で質問したのは、24カ所のマット敷いてやりましても人間が、きのう議会でも出ていましたが、踏んでくださいね、底まできちっと液が通るように踏んでくださいよ、こういっています。ところが、私が、前にも質問していますように、シカ、町長これなんですね、心配がね。したから、今、私が言いましたように、飛んでいるふんの関係で、鶏がすごく被害ありましたよね、そういう観点とは違うかもしれませんが、シカが病気というかそういう、きのうも町長が高橋議員の質問に答弁されていましたが、52万頭といえますか、これだけのシカがいるわけですよ。人間がマットに上がったたり何なりしても、シカは上がりませんよね。シカさん、そのマットに上がって、そしてあちこち歩

いてくださいよ、これ言ってもやりませんか。したからこれがね、これ私だけの考えだらいいんですよ。ただ、心配ならいいんですけれども、もしこんなもの起きたら大変だなと思って、課長や補佐に私の意見を申し上げました。

そうしたら、その答弁は、私たちそういってもどうもならねんだと、釧路の総合振興局を通じまして、北海道に言わなければだめなんですと、こう言うんですね。したけれども、北海道だって本当に生ぬるいんじゃないんですか。前も大きく新聞に出ていましたよね、大々的に取ります。そして私が質問したときには、今ころは草が生えて見通しが悪いから、秋に草が枯れてから取りますとか、その後1年中、今度は1年中取りますとかと言っていたって、すごいですよ。若竹町なんかなら。釧路から来た人だって、すごいですねと言って、びっくりして帰りますけれども、それは冗談ですけれども、シカが口蹄疫というのですか、鶏のようなものにならないか、私、非常に心配しているんですよ。

それで課長や補佐が来られて、私が質問しても振興局を通じて北海道と言っているんですけど、生ぬるいような感じますので、これは町長に要望なんですけれども、釧路管内の町村長でも振興局と一緒に、北海道の尻を叩かなきゃ、どうもならないんじゃないですかね、起きてからならどうもならないんでしょう。そしてきのうの新聞ですか、二人の一般質問で町長が、この対策をとりますと、大きく新聞に出ていましたけれども、厚岸でだけやったってどうもならないと思うんですよ。52万頭のシカがいて、厚岸だけじゃなくて、昨日の高橋さんのあれでは、大橋まで渡る時期になりましたので、これかなり管内でも、どこでもシカ行くんでないかと思うんですよ。

したから、町村長、管内だけの町村長でも総合振興局と北海道の知事たたいて、少しどんどんどんどん取ってくださいと言ってやっちはどうでしょうかなと思って、町長に要望をするんですけれども、これいかがですかね。私だけの心配ならいいんですよ、シカが道のほうで、そういう考え方持ちませんか。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをいたします。

中川委員からの質問、そのとおりでございます。これは厚岸町のみならず全道的な課題であり、さらにはまたこれが万一、シカに口蹄疫が移ったという場合、発生したという場合、大変な事態になることは、そのとおりであります。

そこで今ご要請がございましたけれども、実はもうやっております。これは釧路管内町村会のみならず、全道の町村会で行っておる次第であります。去る6月17日、北海道庁に強い要請をさせていただき、昨日の一般質問等においても答弁いたしておりますが、口蹄疫対策として3億5,000万円の補正予算が決定を見ているところであります。

また、ご質疑あった野生シカの問題であります。この点につきましても595万9,000円の予算が決定を見ているところでございます。その内容は、野生シカに関する通報体制の構築、野生動物侵入防止にかかわる啓発資料の作成ということで、これは全道的に野生シカについての対策をしていこうという考えに立っておりますので、さらに今後の推移を見ながら、この問題については重要な課題として取り組んでいかなければなら

いこと、これは当然のことですので、ご理解いただきたいと存じます。

(「わかりました。ありがとうございます。」の声あり)

●委員長（室崎委員） 11番、大野委員。

●大野委員 ここに出ている口蹄疫対策、先ほどマットとかの費用の分だと伺っておるんですけども、ただいま宮崎では一応、小康状態と、新たには発症はしていないんですけども、そのうち多分終息をいたすだろうと。でもここ数カ月間は、やはりきちんとした対策をとっていかないと、車両とかの移動制限が解除されて、また、再発する可能性が出てくるって僕は思っているんですけども、それで町は年内いっぱいぐらい消毒態勢をとる考えあるのかなのか聞きたいんですけども。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） ただいまのご質問ですけども、今回の補正では、町営施設関係の消毒マットと消毒液等の予算措置でございますけれども、私どもこれが足りるだとか足りないとかというもので、今回の補正は考えておりません。今回におきましても今回の予算以外に、厚岸家畜自衛防疫協議会で予算を持ってしまして、初動体制についての準備だとか、そういった意味で消毒剤・防護服等、今、準備させていただいております。また、厚岸建設業協会、それから釧根地区トラック協会厚岸支部にも洗車機だとか発電機、水タンク、それぞれの確認をいたしまして、初動体制の準備を整っている次第でございます。

宮崎県の終息状況いかにかわらず、そういった初動体制に向けての備蓄を今やっておりますので、今後、今の警戒レベルではこういう状況ですけども、今後次第ではいろいろとまた補正なり、それから北海道の助成事業等、動力噴霧器、それから昨日もご説明いたしましたけれども、各農家さんに5,000円の助成、いわゆる消石灰の助成だとかいろいろと出てきますので、そういった意味で補正対応で図っていきたいということでございます。

●委員長（室崎委員） 11番、大野委員。

●大野委員 ただいまの答弁でわかりました。気を緩めることなく、いつ、どんな法定伝染病、はやってくるかわからないんで、持続的に消毒対策をとっていただきたいと思うんですけども、いかがですか。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えいたします。

お話ありますとおり、私も厚岸町家畜自衛防疫協議会の会長という立場に6月15日か

らなったわけでありまして。その意義ということとは、厚岸町挙げて、その防止策を、侵入対策をしていかなければならないという立場から、体制を構築をさせていただいたわけでありまして。これからも万全を期して、その対策を講じてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 予防対策について、今まで皆さんから話が出ていますし、町もその対応に当たっているわけでありましてけれども、やはり万全な体制をとりすぎて失敗をしたということには、ならないのではないかというふうに思うんですね。それで、これから観光のシーズンということもありまして、非常に人が動くようになってきていますよね。最近の、今日あたりも朝、テレビを見ていましたら、飛行機だとか汽車が満席だとかそういうふうになってきて、非常に人が活発に動くような時期になってきているんだなということを感じるわけですよ。

それで非常に宮崎のほうは、きっと間もなく終息に向かうのかなというふうに思うし、ぜひそうやってほしいというふうに思うんですねけれども、今、人も物も非常に広域に動く時代になってきていますよね。それで宮崎ナンバーの車に対して、非常に過剰な反応もあるように聞いていますけれども、ただ、宮崎の車が悪いわけではないと思うんですね。全国に車が動いたり人が動いたりしていくことに対する対応を、やっぱりきちんとしていかなければならないし、この間の一般質問で出ていますけれども、北海道のほうからも応援にも行っているわけですよ、その対応のために。そして行っている人たちがどういう対応をしながら、今度は地元に戻ってくるかということがあるんですねけれども、それにはちょっと聞いたら、非常に大変なことをしながら帰ってくるんですね。うちに着くまでに10日もかかるような行程でなければ、うちへ着かないというようなことを片方ではやっているんですよ。ところが、一般的に人が動くのは、そういうのはないですよ。それから、交通手段も結果的には、宮崎からこっちまでもし来たとしても、ここに5日間いてそこで全部ウイルスをなくしてから、次のところへ移ってくださいというような過程はとらないわけですよ。

この間、石澤議員も心配しておりましたけれども、自衛隊が向こうに埋却処理等に派遣される可能性があるのか、北海道内の部隊がなるのかどうなのかというのは、ちょっと私はわかりませんが、あるいは埋却処理に当たった部隊が、こっちのほうに今度は訓練で来る可能性もないとは言えないわけですよ。そういうことからすると、非常に移動に対しての万全な対策というのは、きちんととっていただかなければならないというふうに思うんですよ。

それで、輸送業者なんかは、仕組みというのはちょっとわからないんですねけれども、たまたま望洋台の駐車場にトレーラだけが何日間も置いてあるだとか、それはどこから来たんだろうというようなことが心配されるんですね。ですから、前と後ろは違いますから、ああいうのを見ると。そうすると、何ぼ地元の車がきちんと対応しても、そういう長距離に移動したものの対応がきちんとされていかなければ、食いとめることができなかつた、どこかに穴あいたばつかりに、そういう対応をしてしまったということ

にならない体制は今どうなっているか、ちょっとお伺いをいたします。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） ただいまのご質問にお答えいたします。

北海道では各玄関口、いわゆる空港、それから港湾における旅客車両等の消毒体制の整備ということで、北海道の玄関口、それぞれの玄関口につきましては、北海道なりの対応で消毒体制をとられております。北海道に來られたそういった人、それから車両等も含めまして、そこで一時、防疫体制はとられているということでもあります。

それから、先ほどの自衛隊の訓練ですか、支援している隊が矢臼別だとかに來て、防疫体制がどうなっているかということをごさいますけれども、実は昨日の日付で北海道から連絡が入りまして、「口蹄疫侵入防止対策に関する危機管理の取り組みについて」ということで、北海道から矢臼別演習場における陸上自衛隊の共同転地演習に係る協力要請ということで、協力の依頼をしております。その回答としまして、陸上・海上・航空ともに自衛隊すべて隊員は靴底消毒を行いながら、北海道に上陸する場合につきましても、ヘリコプターも含めまして道の行っている車両や、靴底消毒に協力しながら上陸してくるという内容の回答を、北海道いただいております。そういった申し入れも北海道でいたしまして、そういった本州からの上陸に対しては、そういう防疫体制をとっているということをご理解いただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうするとあれですか、例えば車両等については、現地でやっているように高圧な噴霧器でじゃーとやるああいうやり方でやるということなんですか、それとも何か石灰を敷いたところをさっと通り過ぎるといのが防疫対策なんですか。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 隊員に関しましては靴底消毒等を行う、それから車両等につきましましては消石灰の消毒帯を通過させるなどということで消毒の協力に応じると、それからそれぞれの消毒体制に従うということで、協力体制に臨むということで防衛からの報告というんですか、協力に対する返答ということで回答がありましたということで文書はなっておりました。

●委員長（室崎委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、結果的には農家の人たちというか、地元の人たちが本当に安心できるような防疫体制なのかどうなのかというのは、今、聞いている範囲ではちょっと不安だなというふうに思うんですよね。北海道もどのぐらい本気になって、北海道に何としても口蹄疫のウイルスは上陸させないぞというような取り組みになっているのか、

今の説明を聞いていると。そうであれば、基準は、これとこれとこれは絶対やりますよというようなものまで示してやっていかなければ、効果が100%だというふうにはならないのではないのかなというふうに私は思うんですね。

ですから、厚岸町の消毒マットもわきのほうに置いてあったんでは、その効果も半減どころか4分の1程度になる可能性もあるわけですよ。意識がなかったら、そこに行かないわけですから。ですから、やっぱりそこに導くような体制を国もそうですし、道もそうですし、厚岸町もきちんとやっていくんだという体制をとるし、それから周知も徹底していくということになっていかなければならないと思うんですね。それでなければ、北海道には上陸できないぐらいのことをきちんと明確にさせていくということが大事ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） ただいまのご質問でございますけれども、委員おっしゃるとおり、国の段階、北海道の段階、今回は北海道に上陸させないということですので、北海道につきましては口蹄疫緊急防疫対策事業費で、今回3億5,000万円追加補正をとりましたけれども、今の体制は消毒帯ということですが、その中身につきましては今回の補正で、空港・港湾における車両等の消毒体制の整備ということで新たに予算を持っています。その内容の説明につきましては、まだまだ私どものほうには報告というか、連絡は、中身については詳細なデータは来てませんが、その予算の中でそういう強化策をとっていくということも考えられますので、北海道の上陸のポイントにつきましては、そういった消毒体制の整備をしていただけるものということで私どもは考えております。

それから、厚岸町におきましても、今、委員おっしゃられたような消毒マットを置いています。その置き方、それから浸透度合いというんですか、適切に消毒マットを踏んでいただけるかどうかということで意識の問題、それから消毒マットの設置の状況も含めまして、強化・危機管理を持ちまして体制を整備していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

●委員長（室崎委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 最後にしますけれども、こちらから獣医師等が応援に行った人が、1陣、2陣と行っているんですね。それが帰られる時には、簡単に帰ってこれないんですね。作業終了した後はホテルに1泊して、着ていた服は空港に置いてきて、新しい物を着て飛行機に乗ると、そしてダウンタイムというのを取るということなんですね。それから、これは7、8泊するというふうになっていると。それから、羽田・東京まで来て、そこで一定の宿泊をします。その間に着ていた衣服はそこで脱いで、それは処分してしまうと。今度、うちへ帰ってくると。帰ってきたら、5日間は外出はだめですよというようなそのぐらい、こっちから支援に行った人がそこまでして、何とか広げないための対応をしようというようなこと、みずから行ってやった人がそこまでやるのに、何なく入ら



れるような状況だけは、何としても食いとめるという対策をぜひとっていきように、連携とかそういうものをきちんとやっていただきたいし、地域の人たちにもその辺はわかっていたくということをやっていくことも必要ではないのかなど。まちなか、今、ちょうど山菜の季節だとかそういうものの時期でもありますし、ぜひ町内でも徹底をしていくということをお願いして質問を終わりたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

●委員長（室崎委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） まず、宮崎県の現場に関係者が出向いていただいて、防疫の従事者として働いていただいていると。その方がこちらにお戻りになるまで、どういう対策をとっているかというのは、今、10番委員が紹介してくれたとおりであります。

国のマニュアルによりますと、防疫作業の従事者に対して入るとき・出るとき、どういう対応をしなければならないかというをちょっと紹介させていただきますと、これは新聞報道、あるいはテレビで見えておりますけれども、そういう場所に入場するときは、消毒済みの作業着、それから長靴等を着用しなさいと。そして退場するとき、出てくる時ですね、それは体・衣服・眼鏡・携行品を消毒も、入場時に着用した作業着を脱いで、手洗い・洗顔・うがい、これを行いなさいと。さらには場内で着用した作業着というもの消毒液に浸しなさいと、そういうようなところまでマニュアルに従って防疫の現地、防疫従事者と言われる方々はそういう対応をされていると。

ここに書かれているマニュアルよりも、もっと期間を置いて、宮崎県から、九州から出てから、どこのホテルで何泊しなさい、東京に来てから何泊しなさい、こっちに帰ってきてから偶蹄類の動物には何日間近づくなというようなところまで、もっともっとハードルを上げた対応を防疫に当たられている方たちは時効も既にされているというふうに、実際に行かれた方を通して私どもは間接的に、そういうお話もお聞きをしております。

今、ご心配のとおり、これからますますお盆を迎えるに当たって、あるいは夏休みこれを迎えて道内外、あるいは国内外の移動もあろうかと思ひます。まず、北海道に対して、北海道の町村会も空、海、フェリーボート、それらの防疫対策というものをきちっとやっと思ひたいということは、既に要望で上げております。これは町長からも答弁ありましたが、さらに町民の皆さんにもどうひ対応をしていただくべきかということもお知らせをして、お願ひをしていかなければならないなというふうに思ひております。これは急いで整理をして、お知らせしなければならない部分についてはお知らせをすると、それから人のたくさん出入りするようなところ、これらの対策もきちっとやっと思ひたいと、そのように考へております。

●委員長（室崎委員） 3日、他にござひませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） それでは、先に進みます。

3項水産業費、1目水産業総務費。2目水産振興費。ありませんか。

(なし)

- 委員長（室崎委員） 16ページ、7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費。10番、谷口委員。
- 谷口委員 苫多道路整備なんですけど、この部分はこの部分が改良舗装工事を、設計委託料か、設計委託料の590万円はどの部分を改良しようとして委託をするのか、ちょっと教えてください。
- 委員長（室崎委員） 建設課長。
- 建設課長（佐藤課長） 苫多道路の整備事業の委託料のところでございますけれども、この場所でございますが、苫多の神社でございます。その付近の道路、苫多道路、その道路の海側ののり面、そこが以前から風化して少しずつ浸食されてきた状況になっておりまして、地域からも不安ということで要望があったわけでございます。それに対するのり面のとめる設計委託料を今回計上しているものでございます。
- 委員長（室崎委員） 10番、谷口委員。
- 谷口委員 そうすると、距離にするとどのぐらいの距離が今回の事業で予定されるんでしょうか。
- 委員長（室崎委員） 建設課長。
- 建設課長（佐藤課長） 距離にして37メートル程度を予定してございます。
- 委員長（室崎委員） 2番、堀委員。
- 堀委員 私も桜通り整備事業なんですけれども、起点と終点を教えていただきたいと思えます。苫多道路のほうの道路の事業内容は聞いたんで、桜通り整備事業のほうのどのような道路改良をしようとするものなのかという説明をいただきたいと思えます。  
それと、道路事業に関して言うと、当初予算ではきちんと位置図というものが参考資料で示されるんですけれども、やはり補正予算とかにも出されるときには、同じような形で起終点がわかる資料というものも出していただければ、このような質問もしなくてもいいのかなとも思いますので、よろしくお願ひしたいなと思ひまして。
- 委員長（室崎委員） 建設課長。

- 建設課長（佐藤課長） 桜通りの整備事業でございます。起点は、厚岸中学校の校門の付近、そこが起点となっております。それから、終点は、道道別海・厚岸線、そこまでの区間の整備というものでございまして、どのような内容かと申しますと、厚岸中学校のところから町道の奔渡・有明間道路、これは厚岸霊園や終末処理場のほうに向かっていく道路でございますけれども、そこまでの区間の桜通りが歩道が1.5メートルしかございません。そこに電柱等があったりいたしまして、歩行者の通行に非常に支障となっていたものでございます。その歩道を拡幅すると、それから町道の有明間道路から道道までは、歩道自体がかなり老朽化してございまして、凹凸も激しく非常に通行が不便になっているといった状況となっております、それもあわせて歩道を改修すると。

改修に当たりましてはバリアフリー化、段差の少ないバリアフリー化とした歩道の改修を図っていくということの考えでございまして、それと合わせて、歩道の段差を解消するためには車道のかさ上げも一部必要となってまいりまして、歩道のバリアフリーに伴う車道のオーバーレイも含まされた形の中で、整備を行うというふうな考えの内容でございまして。

それから、今回の補正につきました道路の整備、新たに桜通り、苫多道路の整備でございます。位置図等の資料をつけておりませんでした。次回からは位置がわかるような、起点・終点のわかるような位置図を添付させるようにいたしますので、ご理解願いたいと思います。

- 委員長（室崎委員） 2番、堀委員。

- 堀委員 それでまず、有明間道路のところから中学校までのところの歩道の拡幅というのがあるんですけれども、現道が1.5メートルだといった中で何メートルにするのかですね。また、桜通りに関して言うと、町道桜通り頂上部は土どめ擁壁があるんですけれども、その擁壁の下側には皿形側溝というものが整備されているんですけれども、この側溝は恐らく土どめ擁壁からの水抜き管から出る水を受けるために整備されたもんだなというふうに私は思っているんですけれども、実は管というのはほとんど、雨降った後でも底から水が出ているような感じというのは全くなくて、目詰まりしちゃって用を足してないような感じをしております。それが用を足してないからどうなのかと、地滑りの危険性はないのかということまでは言いませんけれども、ただ、やはり皿形側溝があるためによって大分歩道というものが狭くもなっていますし、通行にもいろいろな支障というものが出ようになっております。できましたら、この歩道の整備に当たっては、そのあたりの皿形側溝も平面化の中で対応するようなものを検討していただきたいと。

また、特に有明道路から中学校付近まで、その先の小学校までのところは歩道のほうにガードレールというのかな、歩行者用のガードレールというものがあっても、その間というのは設置されていません。ご承知のとおり、桜通りに関して言うと、奔渡の児童・生徒、数多く通行をしているわけでありまして、やはりそのようなガードレール整備というものも、ぜひ検討の中には加えていただきたいなというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

まず、歩道の拡幅はどのような幅になるのかというご質問でございますけれども、厚岸中学校から梅香町山通りの交点、そこまでは既存が1.5メートルある歩道が、今、3.5メートルにする計画でございます。それから、梅香町山通り交点から奔渡町山通り交点までの間、これは奔渡町山通りの交点といいますと、道東マリンの付近になります。そこまでの間につきましては、既存の歩道が1.5メートルを3メートルにするという考えでございます。それから、奔渡町山通り交点から奔渡・有明間道路交点まで、これは厚岸霊園なりに向かうまでの道路からでございます。そこまでの区間は、1.5メートルの歩道を3.5メートルにするという考えでございます。その後、奔渡・有明間道路から道道別海・厚岸線までにつきましては既存が3.5メートル、それと同様な幅員とします。ただ、今、この辺は地域の方とも協議をしなければならない部分ありますけれども、その区間は3.5メートルの中に植樹帯がついてございます。植樹帯がついていることによって、実質の歩道の幅員といいますのは2メートル程度しか確保されていないと、そういったこともございますので、できればここも3.5メートルの通行幅が確保できるような形にできればと、それは地域の方とも協議をしていきたいというふうに思っております。

それから、桜通りの頂上付近、皿形側溝は入っているということで、それをどのようにするのか検討をしていただきたいということでございました。当然、ここの部分の既存の幅が1.5メートルしか確保されていないところを3メートルまでに幅員を確保するには、ここの皿形側溝を改良しなければならない、そうした中での幅員を確保するとして考えでございますので、それは、ことし実施設計をこの中でその検討をしてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、ガードレールの整備の検討でございます。ガードレールも学校なり、中学校、学校との近ければガードレールの設置にも有効でございます。場所によってはガードレールをつけたことによって、近所の人方が出入りがしづらいつらいつらといったこともございますので、その辺の状況を勘案しながら、これも当然、地域の方とも話し合いを進めながら、この辺がどうなのかいうのを検討していきたいと、このように考えてございます。

●委員長（室崎委員） 2目、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

3項河川費、1目河川総務費。

9番、菊池委員。

●菊池委員 奔渡川改修事業の進捗状況についてちょっと教えてください。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 奔渡川の河川の進捗状況でございますけれども、奔渡川の河川の整備、これにつきましては平成16年度から事業に着手をしてございます。総体の護岸工としましては288メートルの計画を持ってございまして、平成21年度までに90.36メートルの整備を進めてございます。進捗的には約31%の整備が進んでいるといった状況でございます。

●委員長（室崎委員） 9番、菊池委員。

●菊池委員 これに当たっては、防衛施設庁の周辺整備事業が入っておるんでございますか、2,870万円、まずそれをお願いします。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 奔渡川の改修事業の事業の充当は、防衛施設周辺整備調整交付金を充ててございます。

●委員長（室崎委員） 9番、菊池委員。

●菊池委員 委員長をお願いします。

防衛施設庁の整備事業について、関連してちょっと聞いて、予算の執行について全部聞いてみたいと思うんですけれども。

●委員長（室崎委員） 防衛施設整備事業の全体ですか。

（「はい。今回の補正で、説明あった中から聞きたいんですけれどもよろしいですか。」と声あり）

●委員長（室崎委員） 相当の規模になりますか。

（「とりあえず、三つぐらいですから」と声あり）

●委員長（室崎委員） ごく簡単にしてください。

（「簡単です。はい。」と声あり）

●委員長（室崎委員） 9番、菊池委員。

●菊池委員 奔渡川の改修事業と衛生センターの整備と健康増進機器の整備で4,623万円、これでよろしいですか、歳出。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ちょっと確認も含めた答弁になろうかと思えますけれども、奔渡川の改修事業、事業費が2,870万円の増額補正でございます。それから、衛生センター整備事業が978万6,000円、それから保健福祉総合センターの健康増進機器整備事業、これが260万円、事業費ベースで言いますと、この3事業合わせて4,108万6,000円と相なります。

●委員長（室崎委員） 9番、菊池委員。

●菊池委員 委託等の計算が、奔渡川改修事業が2,870万円、衛生センター整備が985万8,000円、健康増進機器整備事業が267万2,000円、締めて4,623万、4,123万……。

●委員長（室崎委員） 9番さん、恐れ入りますが、ちょっと枠を越えますので、そのあたりにしていただけますか。

（「はい、いいですよ」の声あり）

●委員長（室崎委員） 次に参ります。

5番さん、いいですか。

5番、中川委員。

●中川委員 9番とダブリましたので、よろしいです。

●委員長（室崎委員） そうですか、はい。

他に1目ございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

6項住宅費、2目住宅管理費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3目住宅建設費。

10番、谷口委員。

●谷口委員 町営住宅用地購入800万円ありますが、先ほどの説明では、松葉町で1棟4戸と言ってましたけ、住宅を建てるための用地購入だというふうに聞いたんですが、場所

はどこでしょうか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 町営住宅の建設事業の建設予定の場所でございますけれども、購入予定の場所でございますけれども、松葉町通りの交差点と桜通りの交差点、元郵便局があったところの反対側であります。元小黒商店というお店屋さんがあったところなんですけれども、そこを予定してございます。

（「わかりました」の声あり）

●委員長（室崎委員） 1番、音喜多委員。

●音喜多委員 そこで今回、もとの小黒商店さんの場所、平家の1棟4戸ということですが、当初から1棟4戸だけで、あとの回りの状況というか、そういったものの公住、市街化へ持ち込むという市街のほうへ家を建てるというか、公住を建てるということで、当初からそのみとというか、その地域だけを限定していたのか、あるいはこれから。今回は1棟4戸だけですけども、この後、まちなかへの公住建設の中で、その付近にも考えるという考え方は持っていて、今回提案があったのかどうなのか、その辺はいかがですか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 町営住宅の建設の考えでございますけれども、まちなか居住とした取り組みの中では、これは公営住宅ストック総合活用計画、この中で計画をしてございまして、まちなか居住とした、向けた団地の整備、これは総体では今計画を持っているのは湖南地区に24戸、それから港北地区に8戸、こうした計画を持っているところでございます。そして今回、松葉地区に1棟4戸ですから、4戸を計画をしていると。ですから、湖南地区につきましては、まだほかにも松葉地区、梅香地区、こういったところの土地の状況を勘案しながら、今後また計画を持っていければというふうに考えてございます。

また、ほかにも港北地区にも市街地の部分に、そういった土地のところを条件検討をしながら考えていきたいと、このように考えているところでございます。

●委員長（室崎委員） 1番、音喜多委員。

●音喜多委員 付近の方に、あそこに公営住宅を建てるとするならばという話は、もう既に出ているようですけれども、付近に教員住宅がございますね、かなり古い。そこと並行して、あそこにもう1棟くらい建てられないかという意見もあるんですが、それなり

のあそこには、あそこの古い公営住宅を何年たっているのかわかりませんが、処理すると、もう1棟くらい建つのではないのかと。公営住宅というのは、ぽつんぽつんとあるよりも、何棟かそういったものがあつたほうが町づくりとしてはどうか、町の地域としての形成としては望ましいのではないかというご提案のする方もいらっしゃいますけれども、そういったことの検討の上であそこに公営住宅を建てるということになったのか、あるいは今回の場所は、いつころから公営住宅をあつた場所かという考え方が出てきたものなのかどうか、考え方があつたのかなというふうに、それをちょっと伺っておきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） まちなか居住に向けた検討、これは町営住宅ストック総合活用計画、これが平成20年度に見直しをかけてございます。その時には、まちなかの空き地の状況等を調べながら、検討も合わせてしていたわけでございます。そうした中で、ただ、公営住宅最低1棟4戸の規模これを考えていきますと、ある程度まとまった土地が必要となってくると。そうした中では、今回購入しようとしたところ、そのほかはまだ、ほかにもございます。そういう案を地権者等とお話し合いを持ちながらご理解をいただいたと、今回のご理解いただいたところで、このところを今、予定としているところでございます。

それと、確かに今回の今、予定としているところのすぐそばに教員住宅がございます。ここについては教員住宅、まだ教員が入っておりますので、それらの状況等をまず既存でありますので、それを優先して、そのままにしておかなければならないというふうに考えてございます。

●委員長（室崎委員） 2番、堀委員。

●堀委員 1棟4戸平家建ての町営住宅なんですけれども、まず、それじゃ住宅が高齢者用住宅を何戸なのか、それと障害者用住宅として何戸を予定しているのか、また、一般用が何戸なのかというものを教えていただきたいと思います。

また、建てられる1棟4戸については、現在、古くなってきている奔渡とか有明とかの団地があるんですけれども、1棟4戸への入居、予定される入居というものは、建てかえの入居として有明や奔渡からの引っ越しを予定されるのか、それとも一般で新たに公募をした中での入居を予定されるのかというものをお聞きしたいと。

あと、土地の購入なんですけれども、今回このように予算が上がってきて、また実施設計も上がってきているんですけれども、そうすると、土地の地権者、購入予定地権者とは、仮契約なりというものを結ばれているの予算の計上なのかどうかというものを教えていただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 建設課長。



- 建設課長（佐藤課長） これから建てます公営住宅の考えでございますけれども、私も今、公営住宅の建設、これにはユニバーサルデザインとしての公営住宅の推進を図るということにしております。これは子供から大人から、だれでもが使いやすい、使える使いやすい住宅を建設してしていくといった考えのものの住宅を考えているというところでございます。ですから、障害者用が何棟とか、高齢者用が何棟、一般用が何棟と、そういった線引きの考えではなく、だれでも使える、安い住宅の建設を考えているとしたものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、これから建ちます住宅、例えば今、既存の入っている奔渡の平家の入居者まだございます。そうしたものの移りかえとか、そういったことの考えはどうなのかということでございますけれども、今、既存の入っている古くなった住宅、そういったところに入られている方には移りかえのお話もあわせて進めていく、そうした中での新規の入居もあわせて取り組んでいきたい。ですから、既存の入居者の方もお話もしながら、あわせて新規の方も募集もかけていきたいと、このように考えてございます。

- 委員長（室崎委員） 答弁漏れありました。指摘してください。いいですか、はい。  
建設課長。

- 建設課長（佐藤課長） 今回、予定しております土地の購入の予定のところ、地権者との仮契約を結んでいるのかというご質問でございますけれども、仮契約までは結んでございません。

- 委員長（室崎委員） 2番、堀委員。

- 堀委員 まずUD、ユニバーサルデザインの住宅をつくられるということで、わかりました。ただ、あと、建てかえ入居としておけば、当然、引っ越しされる費用とか何かも建設事業費の中でも、恐らく見てもらえたりとかということもあるとは思っておりますので、やはり既に古いところに入って、なかなか出るという人と出ない人というものがいるのかもしれないけれども、そこら辺はまず既存の古いところに住んでいる人方というものの移しかえというものが先に立たなければ、いつまでも古い住宅というものが残っていつてしまって、今後の住宅施策というものが支障を来すというふうにも私は思いますので、やはり建てかえ入居ということでの既存入居者へのあっせんというものをよくしていただきたいなというふうに思います。

あと、土地の購入なんですけれども、仮契約がないということなんですけれども、以前こういうような土地であれば、土地開発公社というものがあつたときには、土地の先行取得というような中へ行政上必要な土地について、土地開発公社が購入することによって心配はなかったんですけれども、例えば、仮契約何もないといった中で今このように予算が上がって、設計も予算、委託をかけるよと。地権者の気が変わったりといったときに、土地の購入が破綻になってしまうという、そういった危険性というものもなきにしもあらずだと思うんですけれども、当然、相手方との交渉の中でそれは十分に心配がないということで上げられているとは思っているんですけれども、やはり何かしらこのよう

なものをやるときには、やはり先行的に取得していくというような考え方を持っていたかなければ、同時に、このように設計委託料とかも上げていただけるような形であれば、相手もあることです。相手の気が変わってしまえば当然すべてが白紙に戻ってしまうわけなので、やはりそこら辺について今後のまちなか居住の用地の確保といった点で、どのように考えているのかをお聞かせ願いたいと思います。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） この町営住宅の建設でございますけれども、既存の古くなった住宅に入っておられる方の移りかえ、当然、これは進めていかなければならないというふうに考えてございます。今でも私どもも既存の入っているところについては、お話し合いを持ちながら、移転をしていただくというような話し合いを進めてございます。そうした進めた中で、まだ、建物自体は新しくあいているとした場合には、当然、それは新規で募集をかけていくという形で進めていくというふうに考えを持ってございます。

それから、土地の購入でございます。予算も、今回上げておりますので、予算も上がってない中で仮契約、契約の予約という形になろうかと思っております。仮契約でございますから。そういったものをするのは、まだ予算もない中では非常に難しいのかなど。当然、土地の所有者には私どもも出向いてご理解をいただくよう、いただいて話し合いを進めております。その中の確した中で今回このところをすべて購入していくといったところでございます。

今後の整備、土地の購入でございますけれども、まず今、考えているのは第1回目として、ここの地区の1棟4戸を建設すると。こういった状況を踏まえ、3カ年実施計画の中でもこれからどのようにしていくのかということも予算含めて、検討されていくという考えでございますので、まずは1棟4戸をつくるということが今、最優先で考えてございます。その次の段階では、こうした土地の購入等も含めた中で検討もしていきたいと、このように思いますので、ご理解願いたいと思います。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

午前11時59分休憩

午前11時59分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。

3目、他にございませんか。

9番、菊池委員。

●菊池委員 町営住宅でお聞きします。

ただいま1番委員からもお話あったんですけれども、松葉町の湖南地区の町営住宅の購入が今始まっていますが、湖南地区は高齢化が多くなっておりまして、お年寄りの要

望でございまして、ぜひお年寄りが住める低家賃住宅というか、そういうものも考えて進めてほしいという要望がございますので、そのあたりちょっと、町長の見解をお聞きします。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お年寄りに優しい低家賃の住宅の検討ということでございます。これは厚岸町の住宅マスタープラン、こうした中でも民間の住宅の低家賃の仕組みが、どうしたらいいのかといったものの検討も一つの課題にはのせております。そうしたことを含めて、どのような方法がとれるのかは検討していきたいと、このように考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（室崎委員） 9番、菊池委員。

●菊池委員 やはり買い物だとかそういうものに関しては、なかなか歩いて遠くまで行けない、乗り物に乗っていくのも大変だというような人たちが結構出てきていますので、そういう点で要望がありますので、よろしくをお願いします。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

ただいまの高齢者住宅の関係であります。私としては町政の施策として、そのような考えを持っていかなければならない。実は、昨日の高橋議員の質問等もございまして、それに関連して私の考えも申し上げておるわけでありまして、いずれにいたしましても住宅マスタープランに基づいて、これからの施策が実行されていくわけでありまして、ただいまの菊池委員の質問についても貴重な意見として承っていきたく思っております。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

なお、6番と14番のお二方が挙手をなさっておりました。私のほうからは6番のほうがちよっと早かったように思いますので、6番のほうから指名したいと思います。

6番、佐斎委員。

●佐斎委員 簡単にやります。時間が。この土地の全体の平米数、それから平米当たりの取得価格、それから町の課税評価額はどのぐらいになっていますか、それを教えてください。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

今、予定しております土地の購入面積でございますけれども、530.95平方メートル。それで、今、これを予算で800万円の計上でございます。割り返しますと、平方メートル1万5,067円といった予算の計上としてございます。これが多少変動はございますので、余裕を持った中での数字の予算の計上とさせていただきます。

評価額については、今、この予算の中での1万5,067円、これが土地を購入する中での評価したと。ただ、それは余裕を持っておりますので、直接この値段がイコールといったふうにはなりませんので、その辺はご理解いただきたいというふうに思います。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ご質問者、課税額というふうにおっしゃられたかと思っておりますけれども、これは（「評価額、平米数の評価額」の声あり）課税上の評価額でなくて……。（「町の坪当たりの評価額、平米当たりの評価額」の声あり）

●委員長（室崎委員） 課税評価額で聞いているんでしょう。だから、課税評価額で答弁してくればいいわけ。建設課長のほうは、購入の上での評価の話をしたから、質問者のほうは、課税台帳上の評価額聞いているわけだから、それについて答弁すればよろしいと、そういうことです。

税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 今、町が購入しようとしている土地は、個人所有の土地でございます。課税の評価額につきましては税務情報ということで公表できないと。他人の土地でございますので、申しわけございませんけれども、ここでは申し上げることでできませんし、個人的に聞かれても当然ですけれども、申し上げられないことをご了承願いたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 6番さん、よろしいですか。

6番、佐斎委員。

●佐斎委員 現状の買った金額と、どのくらい差があるかそれを知りたかったものですから、そういう質問をしたんですよね。一般的に大体どのくらい、取得した金額が一般の金額なのか、特別高く買ったのか、それを知りたかった。いや、わからなければいいですよ。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

午後0時07分休憩

午後1時00分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。

6番、佐斎委員の質疑の途中で休憩に入っておりますので、6番、佐斎委員どうぞ。  
6番、佐斎委員。

●佐斎委員 先ほど、個人のプライバシーに係るということですから、あとはよろしいです。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（室崎委員） 14番、竹田委員。

●竹田委員 この松葉の建物1棟4戸ということなんですけれども、この建てる、建てたときの家賃の設定というのはどのくらいに考えていたんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 建物の家賃の設定につきましては、公営住宅法に基づいて算出されてございます。それで、所得に応じた算出になっておりますので、今、幾らとは申し上げることはできないことをご理解願いたいと思います。

●委員長（室崎委員） 14番、竹田委員。

●竹田委員 全体の工事費が昨日でしたか、町長のほうから9千何がしという数字を言われていたんですけれども、当然、家賃の設定をして4戸からのある程度の収入源を考えるべきだというふうに思うんですよね。公営住宅法の中の所得割で家賃が設定されるということであれば、最低であればどのくらい、最高額であればどのくらいというのは、当然、数字として決まっているわけですから、すぐ計算できると思うんですよね。

その上で聞きたいんですけれども、今回、この設計料、それから土地購入費、それから建設費含めて、例えば最低家賃4戸分入った場合の財政的な負担の比率というのは、どういうふうになるんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 今、質問者がおっしゃいました最低家賃での負担の比率、町の財政的な負担の比率、これにつきましてはまだ算出はしてございません。この辺でご理解いただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 14番、竹田委員。

●竹田委員 産建常任委員会で建設課のほうに、昨日、公営住宅の説明などをしていたきたいということで、担当者に議会が終わり次第要望をしたところなんです。その中でもいろいろお聞きしたいと思えますけれども、今、言った家賃の最低、それから最高、どのような方が入るのが決まっていないうちに、家賃をどのように徴収するのかというのは当然できないわけですが、最低ライン、最高ラインでどれだけの開きがあるのかということをお隣の産建の常任委員会の時までに、できれば調べていただきたいというふうに思います。

それから、常任委員会の説明というものをたびたび議会で求めているわけですが、今回の公住に当たっての委員会の説明というものは、議会に提案されるまで何もなかったわけですが、私たち常任委員会としては説明があるかないかというのを、担当部分としてどの部分で線引きをして、委員会に説明するべきなのかしないべきなのかというのを、どのような考えでおられるのか、その辺もあわせて聞きたいと思えます。

まず、その点を聞きたいと思えます。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

産業建設常任委員会の中で、次回、町営住宅の今回建設するに当たりました入居者を想定しましたシミュレーション、財政的なシミュレーションこれを算出し、ご説明を申し上げます。

それから、産建常任委員会のほうにお示しします、委員会の中でお示ししますような内容どう考えているのかということでございます。私どももできるだけ委員会の方にも新たな事業、そういったものが始まる、検討するといったときにはご説明を申し上げていきたいと、このようには考えてございます。今回、町営住宅のストック総合活用計画、それから住宅マスタープラン、これらについて総体的な一般質問等が平成20年、21年といった形の中で出されておりましたので、その辺の考え方はある程度、委員皆様に周知されているといったことを踏まえてあったものですから、今回この建築に関してはご説明がしていなかったといったこととさせていただきます。以後、この辺はもう少し皆様にご説明できるようにしていければと、このように考えてございます。

●委員長（室崎委員） 14番、竹田委員。

●竹田委員 常任委員会だけに先に説明するというのは、全体の議員の中の早走りということをお考えれば、決していいことなのか悪いことなのかという議論も必要だというふうには思いますが、やはりその中、常任委員会というものはきちっとあるわけですから、その中でのある程度の説明というのは車の両輪という中で、ぜひ行ってほしいなというふうに要望をしておきたいと思えます。

町民の中からの高齢者からの希望のお話をここでさせていただきます。

予定されている部屋数、通常何LDKという言葉をよく言うんですが、その予

定されている部屋数の数として何LDKなのか、予定をされている部分についてわかるだけ教えていただきたいと思います。

それと、可能か可能でないのかということで町民のほうから、僕もたまたま建築をやっている中で、例えば二部屋があって、2LDKというふうに一般的に言いますけれども、その中で最近、高齢者が多い中でひとり暮らし、病院に入るほどでもないし、求めて特老に入る申し込みするまででもない。健康なんだけれども、精神的に不安だといった場合に、A者さん、B者さん、この2名が仲のいい友達だといった場合に、一人一人入るというのもぜひいたくたという考えで、共同で入れるようなそういう施策は考えられないんだろうかという質問がありました。その点についてもどうでしょうか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 今、今後、建てていきます町営住宅の部屋数は、どのような部屋数が予定されているのかということでございます。今、想定しておりますのは2LDK、まずこれを基本としてございます。あとは、今後、設計を踏まえた中でその辺の詳細を検討していきたいと、このように考えてございます。

それから、個々の別々の人が、一つの公営住宅に入るといったことのご質問でございます。その辺、まず確認してきますので、ちょっと時間ください。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

午後1時09分休憩

午後1時13分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。

建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 時間をいただきまして申しわけございません。

今、ご質問者のご質問あったこととございますけれども、お互い違う人方が入る場合は同居という形でもって、それは承認を取れば問題なく同居はできます。

●委員長（室崎委員） 14番、竹田委員。

●竹田委員 勉強不足で我々もよくわからない、私自身がよくわからないということで、町民にそういうことを聞かれても、なかなか答えられないというのがあるんですけれども、今までは個々各々個人と町との契約というふうになっていて、公営住宅条例というですか、その中で認められてないという、そういうのが自分自身に入っていたものから、あえてお聞きしたんですよね。であるならば、何名まで一緒に入れるのかどうな

のかということも次に問題になってくるんですよね、そういう部分を詳しく聞きたいんですよ。どうなんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

今、何名までが入れるのかと、そうしたことでございますけれども、それは公営住宅法並びに厚岸町公営住宅管理条例、この中では何名まで入れるといった規定はございません。ということになりますと、その辺の規定はないということであれば、そこで入居者生活できるという範囲の中では、可能かなというふうに思います。

●委員長（室崎委員） 14番、竹田委員。

●竹田委員 間違っって聞いてほしくないのですけれども、他人同士の話ですから、自分の家族とか息子さんだとか、そういうので一緒に生活するということじゃないですよ。僕の聞いているのは。あくまでも全くの他人ですよ。鈴木と竹田が一緒に入るとか、若松さんと竹田が一緒に入るとか、そういう話ですよ。それは共同の入居ということで聞いているんですよ。それ間違っって聞いてほしくないんですけれども。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 町営住宅に入れますのは、まず、入居者本人、だれかが入っても代表的な方になると。入居者がいて、それと同居する方がいるということの考えでございまして、両方とも入居者本人という形でなくて、片方は入居者、片方は同居人と、そういった考えでの入居が可能だということで、今、ご説明申し上げたつもりでございます。

●委員長（室崎委員） 14番、竹田委員。

●竹田委員 じゃ、全く他人同士でも入れるということですよ。その上で先ほど聞いたんですけれども、何人まで入れるのかと言ったら、別に制限はないということですよ。利口に考えると、例えば1人の人が契約をして、そこにだれとだれとだれが同居するのかというのを例えば、年齢・名前・職業すべて書いて申し込みをするときに契約をしなきゃいけないのか、個人があくまでも申し込んだ後に、何人入ってもそれは自由なのか、その辺はどうなんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 同居する方については、本人から届け出が必要となってまいります。



●委員長（室崎委員） 14番、竹田委員。

●竹田委員 そうしたら、その中で同居した人間と、例えば家賃が1万円だとして、10人で入って1,000円ずつ分けるとか、そういうのは自由な発想で同居する人が行為として行ってもよろしいんですか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 町営住宅の家賃の計算でございますけれども、同居される方は同居される方の収入、これも踏まえて計算がされてまいります。ですから、あと支払いはあくまでも本人に請求は行きますけれども、家賃計算は同居される方の収入もあれば、それも含めた中での計算となってまいります。

●委員長（室崎委員） 14番、竹田委員。

●竹田委員 そうしたら、同居する氏名、名前は必ず報告をしなければいけないということですね。その上で、同居する人間の収入に応じて、例えば5人で住むのであれば5人分の合算で支払いをしなければならないということで理解してよろしいんですか。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

午後1時18分休憩

午後1時19分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。  
建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 家賃の計算は合算で計算をしております。

●委員長（室崎委員） 14番、竹田委員。

●竹田委員 しつこくて済みません。仮に、5人で入った場合の合算収入で、最初は1人の契約者と家賃が例えば収入からぼって行って1万5,000円になりましたと。次のB者、C者、D者という人が所得が高かったら、例えば110万円にもなるということでもあるということですね。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 質問者のおっしゃっているとおりの考えとなっていくと思います。

●委員長（室崎委員） 14番、竹田委員。

●竹田委員 今回、土地の購入と設計委託料、建設費含めて1億円を出るわけですね。1人頭ざっと計算しても2,500万円以上の経費をかけて、今回この松葉町に町営住宅を建設しようという計画でありますよね。その中で1人当たりの、1人当たりというか、1世帯当たり2,500万円くらいというのは、それぞれの考え方、それから土地購入に含めても高いところもあれば安いところもある。仮に、土地購入の分を除いたとしても、設計委託料含めても1億円を超えるわけですから、そういった部分のどこに建てようと土地の購入とは全く関係なく、どこに建てようと同じ物を建てるのであれば建設費は同じ金額がかかるわけですね。設計料も同じくかかるというふうに、都市計画区域内と外では、設計料の単価も変わってくるとは思いますが、さほど変わらないと思います。

私が聞きたいのは、1人、1世帯当たり2,500万円という数字が簡単に出てくるわけですが、それが例えば計算をするときに、その金額が妥当な金額なのか妥当でない金額なのかという分別というんですかね、それを町民にわかりやすく説明するためには、こういった方法で説明をして、1世帯当たり大体2,500万円かかるんだよと、これが妥当なんだよという金額の説明というのは、いかにされるのかということをもっと聞きたいと思っています。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 今、この町営住宅の建設で、3カ年実施計画の中では、総事業費9,064万円といった事業費の考えを持っております。ただし、これもこの額で確定というわけではなく、今後、実施設計、それから土地の購入、そうした中で金額が変わってくる。当然、実施設計をした中で、私たちもできるだけ今、低コストの住宅というものを考えていきたいといったことも思っておりますので、できればこれが一番かかってもこれだけと、これ以上に安くした低コスト住宅を建てていこうというところでは考えているところがございます。それについては、今、ことし実施設計をやりながら、その中でいかにどこまで下げるかというのを検討していきたいというふうに考えてございます。

そうした中で積み上げられた総体的な事業費が幾らかかるとか、それを踏まえて、ではそれが町民の方に高いのか安いのかといった判断になろうかというふうに思います。それを今、今後の設計等、そしてできるだけ安い低コスト的な住宅の検討、そうした中で積み上げた中で検討をして町民にお示しができるようにしていければと、このように考えてございます。

●委員長（室崎委員） 14番、竹田委員。

●竹田委員 常任委員会で、また聞けるチャンスがあるので、あと一つだけ聞きたいんで

すけれども、今、言われていた例えば坪単価という話を町民がよくされるんですけれども、2LDKだとすると大体ざっと計算すると、20坪から25坪くらいの形でできるんじゃないかなと思うんですよね。4戸で1億円ですから、単純に割って坪400万円という計算になるんで、これからそれを掛けるというんじゃなくて、もっとそれを低くしていくんだという考えであるのであれば、それでいいんですけれども、なるべく財政負担というのは当然起きてくるのは目に見えているわけなんで、その負担額を少しでも下げていくような建設費用にしていきたいということをまず要望させていただきたいと思えます。

それから、町財政の負担を下げるという部分で、民間にこういった施策をお願いをするといった方向性というのは、町側はどういうふうに考えているんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 公営住宅の建設費用を下げる検討、当然、これは私どももこの町営住宅の建設の事業を進めるに当たりまして、一つの課題というふうに受けとめて検討していきたいというふうに思っております。それには、地域の町の中の建築業者の方々、そうした方にもいろいろと低コスト住宅等のノウハウを持たれている方もおります。そうした方にも町営住宅のいろいろなノウハウ持っている方もおりますので、そうした方からご指導もいただきながら、この公営住宅の建設費用を少しでも下げる方法を検討していければと、このように考えてございます。

それと民間の業者の方に、そういう施策を検討するという考えはないのかと、当然、私どもも今こういったコストを下げるということになりますと、民間の方がいろいろと知識を持っている方がおります。そうした知識を得ながら、この住宅の設計等に取り組んでまいりたいと思っておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 14番、竹田委員。

●竹田委員 ちょっと聞き方が悪かったので、済みません。公住自体を建てるいわゆるユニバーサルデザイン、障害者、高齢者、健康な人、あらゆる人が使いやすいそういったものをつくるんだということは、とてもいいことだと思うんですよね。その中で、そういったユニバーサルデザインの中で建設をされるということを、町側で建物を建てるのではなくて民間にお願いをして建てる、それを例えば町側が買い受けると。人が入ることを全面的に、人が入る入らないにもかかわらず年間というんですか、10年契約とかそういう形で買い上げするという施策というのもあると思うんですけれども、そういった部分については今回の公営住宅の建設に当たっての話し合いとか、そういう要望とか、例えば委員会での話というのはあったんでしょうか、なかったんでしょうか。また、町側としては、そういう考え方というのは持っておられるのか、おられないのかを聞きたいと思えます。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

町営住宅、これを民間の方、あるいは個人の方が建てて、町がそれを借りて町営住宅として入居させると、そういった手法は確かにございます。当然、住宅マスタープランの策定の見直しの中でも、そういったものも意見も出ておりましたし、私どもも今回、この町営住宅建設に当たりまして、他町村の実例等も調べる中からちょっと検討した経緯もございます。

そういった中では、一番まず問題になるのは、住宅を借りるとなりますと、当然、これを借りるにも国からの補助金、今は社会資本整備総合交付金という補助金が出てくるわけでございますけれども、借りる場合は、その家賃を町が支払う、それに対しての補助金が入ってくるといった形となっております。じゃ、その補助金が何年まで続くのかといったのが、非常に不安定な状況になっています。ですから、建ててもらって契約をして、町が家賃を払いますと、10年間払いますとなったときに、当然、国から補助金がもらえるんですけども、その補助金の変動してしまう場合があります。なくなってしまう場合があります。そういった状況で、非常に不安定なことがあります。

一方では、この住宅を建設すると、町が建設するととなりますと、初めから建設、町に対して補助金が一度にもらって建設ができると。それで総体的に考えますと、まず、町が建てたほうが確実に補助金をもらって建設ができるといったこととなりますので、検討した中ではそういう賃貸住宅、ずっと補助金が続けばいいんですけども、その辺の保障がないと。こういった状態では非常に不安な要素がありまして、まずは町が建てていく、今までどおりな方法で進めようと、このように考えたところでございます。

●委員長（室崎委員） 14番、竹田委員。

●竹田委員 あと、細かいところたくさんあるんで、ずっと聞いていたら晩までかかってしまうので、これまた、常任委員会のほうで聞きたいと思っておりますけれども、答えなくていいですから、松葉の購入する、しようとしている土地、その近辺の土地の状況、基準値というのわかると思うんですけども、N値の部分について、供用の応力度。その土地が、例えばパイル打つのにどのくらいの深さがN値まであるのか、それを次回、もしわかればお伝えしてもらいたい。それによって建設費も相当な額が変わってくるというのもあるので、それを教えてもらいたい。あとは答えなくてよろしいんで、以上で終わります。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） 答弁でございませぬが、先ほど来から建築費について1億円、1億円と言っていますが、高橋議員の一般質問にも私からもお答えしていますし、さらにはまた、先ほど建設課長からも答弁をいたしておりますが、総事業費は9,064万円でございますので、ご理解いただきたいと思っております。（「僕は、設計料入れて1億円超えますよねという話したんですよ。」の声あり）総事業費。

(「わかりました」の声あり)

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 松葉町、今、建設しようとしている付近の地盤の状況、N値等、それは実際にはその部分については、ことし、今回これから地質調査をかけようとしてございますので、そのものズバリのところはちょっと時間がかかる。近隣の付近のところがあるかと思えますので、その辺はちょっと探しまして資料として提出をしたいと、それは産業建設常任委員会の折に提出をしたいと、このように思います。

●委員長（室崎委員） 14番さん、よろしいですね。

(「はい」の声あり)

●委員長（室崎委員） 3目、他にございますか。

(なし)

●委員長（室崎委員） なければ、先に進みます。

20ページ、9款教育費、2項小学校費、2目学校管理費。

10番、谷口委員。

●谷口委員 定例会の補正予算の審査でありますので、今回の補正予算からちょっと外れるんですが、教育委員会のほうで資料を提出していただきました。

それで、学校徴収金の調査集計表というのが出されておりますけれども、これに基づいて質問したいんで、現在の父母負担の軽減費、小学校・中学校幾らずつか、まず教えてください。

●委員長（室崎委員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（須佐課長） 父母負担軽減費の金額でございますが、小学校では3,000円、中学校では6,000円という形で負担の軽減を図っております。

●委員長（室崎委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 父母負担軽減費、下がったんですか、前から見たら、もう少しあったような気がしたんですけれども。それで今回この資料をいただいているんですけれども、PTA会費含めると、大体ほとんどの学校が1万円前後、学年で見ても父母負担が年間通してあるということになりますよね。それで今回この資料見てちょっとびっくりした

んですけれども、P T A会費が学校ごとにこんなに違うのかと、5倍近くの差があるところもあるのかなと、4倍から5倍ですね。

それでP T A会費は、それぞれの考えがあって自発的に行われている会でありますから、私自身がそれに口挟む何物もないというふうに思いますので、ただ、ここに補助教材、その他教材、そしてその他ということになっていて、教材費、あるいは教材費に類するもの、それからその他というものがかなりの額あるんですよね。そうすると、義務教育は無償でなければならないというふうに決まっていますよね。それで、これ昔みたいに、まだ地方自治体も十分財政が確立されていないだとか、そういう時代であればいざ知らず、私たちが育ったころは、学校一つつくるといっても町のほうの財政が大変だということもあって、それぞれの父母が町有林まで行って山の木を切って、町の製材所で製材をして、それで「どうぞよろしくお願いします」という形で学校をつくっていたんですけれども、今はそういうことはなくて、きちんとそういうものの財政は確立している時代ですね。

それで、今回、このように資料をいただいたんですけれども、補助教材も修学旅行も補助の対象にせというようなことは言うておりますけれども、そこまでいかなくても最低でも父母負担が、限りなくゼロに向かっていくというのであればわかりますけれども、小学校でもかなりの何千円という額を負担しなければならないということです。学校によっては、7、8千円負担をしている、1学年でも。それから、中学校になると、1万円を超えるような額になってきているというような現状なんですけれども、これは義務教育を責任を持つ教育委員会として、これは当たり前の姿なんでしょうか、それともここまでやらないと、何か最近はやっている事業仕分けでは1番にならないんでしょうか。どうなんですか。

●委員長（室崎委員） 管理課長。

●管理課長（須佐課長） 21年度の学校徴収金について3月にお尋ねありまして、今回集計をさせていただいた資料が、お手元に配付させていただきました。

教材その他のところで、各学校によっての高いところや、低いところがあるように結果的にはあらわれております。これ中身の話なんですけれども、それぞれが子供たちが持っている道具、例えば、例を出せば書道が始まりますから書道の道具があれば、それを持ってきて授業に使うことになるんですが、それをたまたま学校のほうでこういった教材を手配できるので、購入する人がいませんかといったときに、購入する希望が出てきた。それらが今回、それらも含めて補助教材、その他教材の欄に数字としてはあらわれております。したがって、そういった取り組みをしないで使うものは、次の時までにはそろえて持ってきてくださいと言ったら、それは各お店で買ったり、あるいはどこかで手に入れて、それぞれが持つことになるんですが、学校でそういう取りまとめをした段階で、徴収金として数字にはね返ってきたということも言われております。

さっき言われたように、事業仕分けで1番になるためにお金をかけているという思いは決してないわけでありまして、必要な道具を、一部をそういった形で購入したり、あるいはこれまでもテストやそういったものの必要なものについては、先ほど言いました

父母負担軽減の中で対応しているんですが、それででききれない部分については、それぞれの保護者の負担となって出てきているという教材、その他補助教材やその他の教材のところで使用しているという実態でございますので、ご理解をいただきたいと思いません。

●委員長（室崎委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 この補助教材、あるいはその他教材、その他って何を指してその他というのかわかりませんが、学校によってすごいばらつきがあるわけでしょう。厚岸町の中に住んでいながら、同じ教育委員会が管理する学校でありながら、父母負担がこういうふうには違う実態なんです。それで厚岸町は、父母負担の軽減を進めようということで、もうこの制度始まって何年になります。10年以上たつんでないですか、そして少しずつ引き上げてきたはずなんです。父母負担軽減費も。それがどこかからずっととまってしまっているし、ひょっとしたら下がったのかもしれないというふうに思っているんですけれども、これを教育委員会も少し長くやっていたら軽視しているんでないですか。

やっぱりこれがきちんと効果を上げていって、最終的には父母負担なしで教育が進められていくということに持っていくことが求められているのではないですか、きちんとした方針がなっていないことによって、学校ごとに、このようなばらつきが出てきているのではないのかなというふうに思うんです。ですから、父母負担軽減費の目的をもっと明確にさせていただかなければ困ると思うんです。何のためにやっているのか、私立学校にやっているわけではないんです。子供たちを、厚岸町が公立の学校で、義務教育を受けているわけですよ。そうすれば、そこには教育基本法だとか、学校教育法だとか、憲法だとか、それにのっとった教育がきちんと行われていかなければならないというふうには私は考えるんです。そのあたりはどういうふうになっているのか、もう一度説明をお願いいたします。

●委員長（室崎委員） 管理課長。

●管理課長（須佐課長） 最初の父母負担軽減費の質疑の関係で質問ありましたが、16年から3,000円という、小学校では3,000円、中学校では6,000円という軽減費の金額で対応させていただいてまして、なお、平成15年は小学校では3,600円、中学校では7,000円だったわけですが、16年で若干減額させていただきまして、こういった対応となってきております。

この負担軽減費で、どういう対応しているかということですが、補助教材、特に小学校であればテストやドリルや学習ノートや資料などにその経費を充当するし、中学校では学習ノートやワークブック、そういった中での教材の購入に充てるという対応を図ってきています。その他、小学校では理科や図工・家庭科の教材の購入、中学校においても美術や技術・家庭科の教材の購入ということも、父母負担経費の対象の費用として使用していただいているというのが実態であります。

さらに、今回それらの費用以外で皆さんから徴収させていただいている金額が、こういった結果でありまして、特にその他の費用として徴収している金額で特徴的に出てきたのが、いわゆる学校の記録、子供たちの記録写真というか文集、卒業アルバムとかにかける写真の記録の費用として、写真代とかという徴収をしているところ、全く取っていないところという学校がありました。それは最終的には、卒業記念の写真、アルバムというんですか、アルバムをつくっているところと、つくっていないところに反映されてきているんですが、そういった学校の運営上、それぞれの保護者との相談の中でそういったものも作成されていると思うんですが、そういった経費が、その他の費用としての徴収金の中にも差が出ているというのも実態でありました。こういったことが結果としてあらわれておりまして、今、おっしゃられます義務教育全額公費負担でというご意見でございますが、すべてが町の予算の中で費用の負担ということについては到底でききるものでもなく、今、最低限の負担としてこういった形で、父母負担をいただいているということになっておりますことをご理解いただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 ただ、補助教材、その他教材というのは、その他教材というのは何を指しているのか、ちょっとわかりませんが、これ自体もすごいばらつきがあるわけでしょう。この教材、その他教材を見るだけでも、何千円のところと何百円で済むところと、あるいはゼロ円のところとあるんですよ。そうすると、私は、この父母負担軽減費について本当にきちんと、どの学校も同じ認識で運用されているのかどうなのかということなんです。その差がここに出てきているんでないのかということなんです。その差というのは、またこれ別ですから、これは何を指しているのか、さっきも言ったアルバムだとか何だとかという話なのかわかりませんが、これだってすごいばらつきがあるわけでしょう。大規模校が、こうやってやっているというような話をされていますけれども、父母負担軽減費がきちんと父母の方々にも、徹底されているのかどうなのかということなんです。その上で、こういう負担が生じてきますということをやっているのかどうなのかということなんです。それを、この表を見ますと、厚岸小学校と真龍小学校でも補助教材、その他教材、すごい違いがありますよ。それぞれの学校見ますと、これも片無去小学校なんかは補助教材かなり少ないですよ、高知もそうですね、そのかわり床潭小学校だとか太田だとかは結構な額負担をしていると。中学校は軒並み4,000円から5,000円は、負担をするというような状況になっているんですよ。

ですから、1万円前後も、中学校の場合ですよ。町が負担したほかに、1万円できないかな、町が負担した額を上回る額を負担してもらおうのが、当たり前というような状況になっているんですよ。これはやっぱり学校の認識、そして父母の方々にもきちんと、それを徹底していくということをやらないと、この父母負担軽減費がせっかく教育委員会で、そういうことを政策としてやっているにもかかわらず、効果があらわれているところと、そうでないところが出てきてしまうのではないのかなというふうに私は思うんですが、いかがでしょうか。



●委員長（室崎委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 父母負担軽減費につきましては、前回の議会でもお示しさせていただいたとおり、いわゆるこういうものを父母負担軽減費として、町としてお支払いしていますというのを保護者あてにお知らせをする中で、小学校3,000円、中学校6,000円の部分については、父母負担軽減として町が負担していますということでお知らせをさせていただいています。

今回の部分の調査で一番大きいのは、どうもあっせんという形での購入ではないのかなというふうに見ているんです。思うに、例えば絵の具セットにしても書道セット、彫刻刀、裁縫セット、この辺がどうも2千幾らとかという高額になっています。

僕ら思うには、全部が全部あっせん品を当時は買っていなかったですし、当然、おたくにあって、もう使わなくなっているものがあれば、それをお持ちになっているという部分も当然ありますから、あっせん品をほとんどの子供たちが買っているという中で、今回の徴収金の項目に上がっているというふうな部分だろうと思いますし、そこら辺の差が少し出ているのかなというふうには思います。

ただ、基本的に何人かはうちから持ってこれる、例えば書道習っている子は、あえて買わなくたっていいだろうというふうな部分を、統一的な父母負担軽減費として考えるのは逆に言うと公平を欠く、買わなくていい物までそこから出していくというふうな形にはならないのかな。

実際、僕たちもそうですけれども、卒業してからも裁縫セットがずっとおたくにあって使っていたりという意味では、個人としてそれをお持ちになるということが必要な物も、あっせん品の中には当然ありますので、その部分についてはちょっとばらつきが出ているのは、あっせんとしてあれているけれども、例えば、多くの子供たちが購入していない部分については、この調査に載せてこなかった部分も一部あるのかもしれないなというふうには思っているんですけれども、ただ、全体として私どもが父母負担を当然減らしていく方向で考えておりますし、学校の中でもそういうふうな方向にというふうには思っているんですが、あるいは僕たちも見ていると思うのは、例えば理科なり図工なりの教材の中で、購入して実施している事業というのも中には見受けられるのもあります。

ですから、そういうものが例えば、手づくり等の中で工夫ができるのかどうかというのは、もう一度、学校側ともいろいろな面で話し合ってみたいというふうに思いますし、できるだけ父母負担かからないような方向でというふうなことには、意を払ってまいりたいというふうに思います。

●委員長（室崎委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 私が心配するのは、やっぱり安易に子供たちに同じ物を持たせて、そうしたら青色の糸はこれに巻かさっています、黄色はこれですか。裁縫で言えばね、みんな同じだから、はい、これ持って行って、みんな同じ物と。そういうことで簡単に教えやすいと。だけれども、みんながばらばらだったら、その子の裁縫の箱、どこに何が入っ

ているかわかんないから探すのに手間がかかるとか、そういうことで結果的に同じ物をそろえたほうが、非常にスムーズに授業が行われるというようなことであれば、それは教育というより、なれさせみたいなものですよ。

ですから、本当に多少手間取ることがあっても、さまざまな工夫をしながら進めていくというのが教育だと思うんですよ。ですから、先生方にも少し大変なことがあるのかもしれないけれども、そういうこともわかっていただきながら厚岸の父母負担軽減費が、他の町村と比較して、こういうふうに光っていますというものを示していただかなければ困ると思うんですよ。ですから、いつの間にか、それがだんだんだんだん、3,600円だったのが3,000円になってしまって、何か父母もどうも言えば負担してくれそうだから、来年さらに1,000円か2,000円減らそうかというようなことになっては困るんですよ。

やっぱり厚岸の子供たちのためには、どんな社会の子供たちにも同じような教育をしっかり受けさせるし、お父さんやお母さんが安心して子供を学校に送り出すことができるようなことを、厚岸町が率先してやっていますということを示していただくために、学校現場と父母の皆さんに、そういうことをきちんとわかっていただいた上で、これを運用して行ってほしいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私も教材については、そのとおりだと思います。先ほど言ったとおり、何も同じ書道セットで書かせる必要はないですし、ただ、あえて購入するのであれば、比較的大量で買って安く買えるというのが、あっせんのいいところですから、ただ、そのために、授業しやすいためにみんな同じ物そろえなければだめだぞということには当然なりませんし、自分のうちにある物、ふだん使っている物があるのであれば、それでやっていけるのが当然だというふうに思います。

そしてまた、父母負担軽減費につきましては、前回の議会でもお話しましたけれども、去年からというかその前からですけれども、毎年、校長会、教頭会には説明をさせていただいております。私どもはわかっているんですけれども、学校の校長先生、教頭先生は3年程度の周期で動かれますので、そういう意味では毎年毎年、父母負担軽減費はこういうふうなことで厚岸町が行っておりますという説明をして、その都度、PTAのほうにもお知らせしてくださいという中で、形骸化しないように、忘れてしまわないようにということでは意を配っているつもりでおりますし、またもう一つ、先ほど申したとおり、学校のほうもできるだけ安易に教材をそろえて買うということではなくて、いろいろな工夫をして父母負担軽減費以外のところで、多くの徴収金が出ないようにということには、意を払ってもらおうようにお話をしていきたいというふうに思います。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（室崎委員） 2目学校管理費、他にありますか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で歳出を終わります。  
次に、第2条、3ページをお開きください。  
第2条、地方債の補正です。ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 総体的にごございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（室崎委員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、各会計補正予算審査特別委員会に付託されました補正予算1件の審査は終了いたしました。

よって、平成22年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

午後2時03分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成22年6月25日

平成22年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長